

令和2年度決算審査措置要求決議

内閣は、本決議を踏まえ、適切な措置を講じ、その結果を参議院決算委員会に報告すべきである。

1 放課後児童健全育成事業に係る子ども・子育て支援交付金の過大交付について

厚生労働省は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に、放課後等の適切な遊び・生活の場を提供することにより、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を行っており、内閣府は事業を実施する市町村に対して子ども・子育て支援交付金を交付している。会計検査院が平成30年度及び令和元年度に交付金が交付された12都府県の47市町村を検査したところ、開所要件の周知が不十分であったことや要件の確認方法等が具体的に示されていなかったことから、18市町村において、利用児童が少数の土曜日等について支援員の配置等に係る開所要件を満たしていなかったために、交付金の算定が適正に行われず、1億60万円が過大に交付されていた事態が明らかとなった。

政府は、児童の健全な育成のため、引き続き地域の実情に応じた支援員の配置等に留意し、市町村が実施する事業の適正な運営を確保しつつ、支援員の配置等に係る開所要件について、市町村への周知や要件充足の確認を徹底し、子ども・子育て支援交付金の過大交付を防止すべきである。

2 警察施設における非常用発電設備等及び通信機器の不十分な浸水対策について

警察庁が作成する防災業務計画では、災害発生時の電源確保のため、警察施設における非常用電源設備の整備に努めることとされている。会計検査院が検査したところ、同庁は、警察施設の建て替え等の機会を捉えて非常用発電設備等及び通信機器の浸水対策を推進するよう指導するにとどまっており、51都道府県警察等のうち42道府県警察等では、建て替えの予定がない既存の警察施設については浸水対策を計画的に実施しておらず、40道府県警察等の218施設における非常用発電設備等及び23道府県警察等の46施設における通信機器については、浸水により損傷する可能性があることが明らかとなった。

政府は、警察施設が災害時に災害応急対策の拠点として機能を維持し続けることの重要性を改めて認識し、都道府県警察が実施する既存の警察施設の浸水対策に対する指導を徹底するとともに、浸水対策を着実に推進するための新たな支援策についても検討し、国民の安全確保に万全を期すべきである。

3 デジタル庁における情報漏えい対策の徹底について

令和4年3月、デジタル庁が運用する、事業者が行政手続を行う際に利用する共通認証システム「GビズID」の不具合により、2社262名の個人情報漏えい事案が発生した。また、3年11月、同庁職員が誤って受信者間で408名のメールアドレスが閲覧できる状態でメールを送信する事案が発生したことを受け、設定変更等の再発防止策を講じたにもかかわらず、4年4月、再び同様のメール誤送信事案が発生した。3年9月の発足以降、早くも同庁の情報セキュリティに対する意識や組織体制への信頼性が問われる事態となっている。

政府は、デジタル社会形成の司令塔として発足したデジタル庁において、発足直後から度重なる情報漏えい事案が発生したことを重く受け止め、この間の情報漏えいの原因を究明するとともに、民間出身の非常勤職員を含む全ての職員が業務に必要な機密情報を取り扱うことを踏まえ、体制を整備するなど再発防止に万全を期すべきである。

4 個人番号（マイナンバー）カードの普及等における不十分な取組について

政府は、令和4年度末にほぼ全国民にマイナンバーカードを交付することを目指しているが、同年4月1日時点での交付枚数は5,487万枚で、交付率43.3%といまだ半数に達していない。マイナンバーカードの普及に向けて、3年度補正予算にマイナポイント事業費補助金を1.8兆円計上し、健康保険証としての利用を促進するなどしている一方で、4年度の診療報酬改定においてオンライン資格確認等システムの活用に係る評価が新設され、患者の窓口負担が増加する事態となっている。

政府は、マイナンバーカードの普及等に向けた事業の費用対効果に十分留意するとともに、その普及等による国民生活の利便性向上や行政の効率化について、国民が真に恩恵を感じられるよう、制度の利活用を推進するデジタル庁の積極的な関与の下、関係府省庁が適切に連携し、国民への十分な説明を含め丁寧に取り組むべき

である。

5 技能実習生の行方不明事案に対する不十分な実態調査について

外国人技能実習機構は、技能実習生の行方不明事案が発生した場合に、実習実施者に対する実地検査を速やかに実施し、それが困難であれば賃金台帳等の客観的資料を入手するとしている。平成31年4月から令和元年9月までに発生した行方不明事案3,639件について、元年度末時点での実地検査等の実施状況を会計検査院が検査したところ、全体の2割に当たる755件については、発生から6か月以上経過しても実地検査を実施しておらず、そのうち557件は客観的資料すら入手していなかったことが明らかとなった。

政府は、関係省庁連携の下、機構が行う実地検査や客観的資料の入手等による調査の実効性を高め、技能実習制度の運用の適正化や技能実習生の保護を徹底するとともに、現行制度において技能実習生の行方不明事案が多数発生している原因を究明した上で、事態が改善するよう、技能実習制度の在り方について総合的な検討を進めるべきである。

6 独立行政法人国際協力機構（JICA）が管理する無償資金協力支払前資金の滞留について

独立行政法人国際協力機構（JICA）が実施する政府開発援助（ODA）の無償資金協力案件に係る資金は、外務省からJICAに交付された後、被援助国政府に支払うまでの間、支払前資金としてJICAが管理することとなっている。財務省の財政制度等審議会は、支払前資金について、国の決算書上執行済みとされていてもJICAで滞留しており、令和2年度末時点の総額は、滞留期間が3年を超える資金が744億円であることを含め、1,960億円に上っていることから、財政資金が非効率な状態であると指摘した。

政府は、ODA事業に関する国民への説明責任を果たす必要性を改めて認識し、国の決算書では把握できない支払前資金の滞留状況や個別事業の進捗状況に係る透明性を高めるとともに、進捗が遅れている事業について精査した上で国庫返納を行うなど支払前資金を削減する取組を徹底し、効果的かつ効率的に事業を実施すべきである。

7 国会開会中における予備費の適切な使用について

政府は、令和2年度及び3年度予算において新型コロナウイルス感染症対策予備費（コロナ予備費）を併せて14兆6,500億円計上した。予見困難な感染状況等に応じた対策を早期に実施するための財源として予備費は有用である一方で、政府は、国会開会中の予備費使用について、時間的に対処し難いと認められる緊急な経費等を除き行わないことを平成19年に閣議決定している。本委員会は、予備費の適切な使用について令和元年度決算審査措置要求決議を行い、日本国憲法等で定める予備費制度の趣旨に沿って、適切な使用に努めるよう政府に求めたが、2年度及び3年度のコロナ予備費の中には、国会開会中に予備費使用したものがあつた。

政府は、国会開会中に使用決定した各経費の予見可能性や緊急性の観点、平成19年の閣議決定との関係について疑念を招かないよう、国会において、より一層の説明責任を果たすべきである。

8 予備費等の予算の執行状況に係る透明性の向上について

国の決算書は、国会の議決によって成立した予算の執行実績の記録であり、国会が決算審査を行うに当たり、政府が実施した事業の達成状況や費用対効果等について検証するための根拠となる極めて重要なものである。しかし、国が事業実施団体等を通じて行った一部の事業については、決算書における執行額（国が事業実施団体に支出した額）と実際に事業実施団体から支出された額は異なり、決算書だけでは実態に即した検証が行えないものもある。また、決算書の執行額は、当初予算、補正予算、予備費の財源別に区分して執行されていないことから、予備費を財源とした執行額のみを把握することができず必要な検証を行うことが困難なものもある。

政府は、財政民主主義の下、国会の決算審査においては、正確かつ実態に即した執行状況の把握が不可欠であることを改めて認識するとともに、上記の趣旨に鑑みて情報開示の在り方について検討を行い、予算の執行状況に係る透明性を向上させるべきである。

9 貨幣回収準備資金において保有している金地金の有効活用について

貨幣回収準備資金において保有する金地金は、記念貨幣の製造材料として保有さ

れている。会計検査院が検査したところ、近年は金地金の使用量が少なく、令和元年度末の保有量は129.49トンに達しており、使用する見込みがないまま相当量が保有され続けていたことが明らかとなった。財務省は、会計検査院の指摘を受け、今後の記念貨幣の製造に必要となる金地金の保有量を見極めた上で、3年3月に金地金80.76トン外国為替資金特別会計に売り払って、代金5,420億3,148万円を資金に受け入れ、同額を一般会計に繰り入れるなどの処置を講じた。

政府は、我が国財政が厳しい状況にある中で、率先して財源確保に努めるべき財務省においてこのような事態が生じたことを重く受け止め、引き続き使用する見込みがない金地金の有効活用を徹底すべきである。

10 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の不徹底な安全管理について

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構は、研究開発拠点の一つである核燃料サイクル工学研究所において令和元年10月に請負作業員による物品窃取事案が発生したことを受け、機構の全拠点及び常駐の請負企業に対して物品搬出管理の強化等に係る再発防止策の水平展開を実施するなどした。しかし、3年に大洗研究所において研究所職員が物品を窃取しインターネット上で転売する事案が発生し、機構における物品管理を含む安全管理体制の構築がいまだ不徹底であることが明らかとなった。

政府は、核物質防護上厳重な管理が行われるべき施設で物品窃取事案が繰り返し発生したことを重く受け止め、機構全体が原子力に携わる組織としての自覚と緊張感を持って安全管理を徹底するよう、厳しく指導監督すべきである。

11 旧国立競技場の解体に伴う収蔵品の保管場所確保に係る不適正な契約手続について

独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）は、旧国立競技場の解体に伴い、秩父宮記念スポーツ博物館・図書館の収蔵品を仮保管するため、倉庫の賃貸借契約を3億8,123万円で締結していた。会計検査院が検査したところ、落札した会社から、賃貸借物件として予定していた倉庫の貸出しができなくなったことを受けて仕様書の立地条件を満たさない倉庫への変更を提案された際、会計規則等を遵守せず、当初の仕様書及び落札額のままで当該倉庫の賃貸借契約を締結したこと、

当初契約期間に加えて、仕様書を改めずに更に1年間延長する契約を締結したこと、これらの結果、仕様書には収蔵品を水害から守る必要性を示していたにもかかわらず、同倉庫では洪水発生時に収蔵品が汚損するおそれがあることが明らかとなった。

政府は、J S Cにおいて会計規則等に反する契約が行われた事態を重く受け止め、早急に背景要因を分析した上で、不適正な契約手続を未然に防止するための内部統制の強化を含む再発防止策を講じるよう、指導監督を徹底すべきである。

12 水道施設における耐震化対策等の進捗状況について

令和3年10月の和歌山市における水管橋崩落事故や令和4年福島県沖を震源とする地震によって広範囲な断水が発生するなど、水道施設における耐震化、老朽化対策が喫緊の課題となっている。厚生労働省は、地方公共団体による水道施設の整備に係る事業費を一部補助しているが、2年度の水道施設等整備費は、前年度からの繰越額642億円を含む予算現額1,540億円に対し、決算額503億円、不用額247億円、執行率32.7%と低調で、当該事業の成果目標としている基幹的な水道管における耐震化率は40.7%と依然として低い状況にある。

政府は、近年、水道施設の漏水、破損事故等が頻発して市民生活に重大な影響を及ぼしていることに鑑み、地方公共団体の財政状況や水道事業に係る職員数の減少など厳しい事業環境を踏まえたきめ細かな支援を行うことなどにより、水道施設等整備費の執行状況を改善して水道施設の耐震化率を着実に向上させるべきである。

13 雇用調整助成金等における不正受給等の発生について

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、雇用調整助成金の助成率引上げや要件緩和等の特例を導入するとともに、雇用保険被保険者以外の労働者も対象とするために緊急雇用安定助成金を創設した。会計検査院が検査したところ、雇用調整助成金等の支給申請に用いたハローワークシステムについて、迅速に支給するために入力不要としていた項目の遡及登録を可能にする改修を行ったものの、申請対応を優先し登録開始時期の見通しが立っていなかったこと、雇用関係がない者を雇用関係があると偽るなど事実と異なる支給申請を行うなどした不正受給や、同一人物が副業と見せかけて複数の会社で休業対象労働者となっている事案等が生じていることなどが明らかとなった。

政府は、ハローワークシステムへの遡及登録を着実に実施し、蓄積されたデータを詳細に分析することにより今後の施策の検討に役立てるとともに、不正受給等について対応方策を適切に定めて事業所訪問調査等の事後確認を徹底し、返還金の全額国庫納付に向けた取組を促進すべきである。

14 ひきこもり状態にある方への支援について

厚生労働省は、ひきこもり状態にある方への支援を充実させるため、都道府県及び指定都市にひきこもり地域支援センターを設置し、市区町村において利用可能な相談窓口及び支援機関の情報発信を行うとともに支援拠点（居場所や相談窓口）づくりを行うなどのひきこもり支援推進事業を実施している。ひきこもり状態にある方やその家族の高齢化が進んでおり、支援を必要とする対象の増加が見込まれるが、令和3年3月末時点で、相談窓口を明確化している自治体数は1,053（60.5%）であり、そのうち周知している自治体数は790（75%）となっている。一方、ひきこもり状態にある方の実態等に係る調査をおおむね過去10年間で実施した自治体数は517（28.9%）にとどまっている。

政府は、ひきこもり状態にある方の社会参加を支援する観点から、全ての市区町村における相談窓口の明確化や周知がなされるよう努めるとともに、市区町村が行う実態調査や、支援に関して市区町村と医療機関、商工会等が連携する市町村プラットフォームの設置等の取組をより一層推進すべきである。

15 日本年金機構による可搬型端末の不適切な調達等について

日本年金機構は、社会保険オンラインシステムを利用した年金相談等に対応するためノートパソコン等の可搬型端末を年金事務所等に配布するほか、市町村に無償で貸与している。会計検査院が検査したところ、二重調達等により、平成30年度及び令和元年度に調達した同端末3,226台のうち、1,003台が配布又は貸与されず、320台が配布又は貸与されたものの全く使用されていなかったことが明らかとなった。

政府は、機構における調達数量のずさんな算定や不十分な状況把握によって多数の可搬型端末が有効活用されていなかった事態を重く受け止め、再発防止策を講じるとともに、不適切な調達を見逃した機構のガバナンスの在り方を含め、指導監督を徹底すべきである。

16 農地情報公開システムの低調な利用状況等について

農林水産省は、担い手への農地の集積や集約化の促進を目的として、農業委員会等による農地法に基づく農地情報の公表等を行う農地情報公開システムの整備事業を実施している。会計検査院が検査したところ、農地情報等の一元管理・利用等を目的として開発されたフェーズ2システムに参加した783農業委員会等のうち、令和2年度において、同システムの操作性が悪いなどの理由により、343農業委員会等が一度も農地情報を更新しておらず最新の情報を公表していないことや、620農業委員会等が同システムを日常業務に利用していないことなどが明らかとなった。

政府は、法定化された農地情報の公表が適切に行われていないことなどを重く受け止め、農地情報公開システムの整備の目的が十分に達成されるべく、事業主体である全国農業会議所と連携して、農業委員会等において同システムが十分に利用されるよう、その農地情報の更新状況を適切に把握するとともに、農業委員会等が更新を行っていない理由等に応じた十分な対策を講じるべきである。

17 農地耕作条件改善事業における農地集積目標の低調な達成状況等について

農林水産省は、市町村や土地改良区等が行う農地の区画拡大等の基盤整備などを支援することにより、地域内の担い手への農地集積を推進する農地耕作条件改善事業（地域内農地集積型）を実施している。会計検査院が12道県の159事業主体を検査したところ、41事業主体において、事業実施後の農地集積について当事者の意思確認等が不十分なため、農地集積目標の達成率が50%未満と低調となっている事態、また、このうち23事業主体において、農地集積目標が達成できていないにもかかわらず、事業実施後に農地集積を促進する取組を行っていない事態等が明らかとなった。

政府は、農地集積を推進する事業目的が果たされるよう、事業主体に対して、集積見込農地を具体的に特定した促進計画を策定することや農地貸借の当事者の意思確認を十分に行うこと、事業実施後に農地集積目標が達成できていない場合には、その要因を検証し農地集積に取り組むことを徹底すべきである。

18 持続化給付金事業における不透明な委託契約等について

中小企業庁は、持続化給付金の給付に必要な事務について、令和2年4月に一般

社団法人サービスデザイン推進協議会と769億208万円で委託契約を締結した。会計検査院が検査したところ、入札公告前の事前接触において、他の民間事業者と回数や時間に大きな差が生じていた上、やり取りの詳細を記録していなかったこと、再委託費率は99.8%となっている中、再委託できない企画管理業務について具体的に整理しておらず、再委託理由書にも具体的、客観的な説明がなかったことなどから、再委託の必要性や合理性について十分に検討されていたかを確認できないこと、不正受給に係る多額の返還金の一部又は全部が国庫に納付されていないことなどが明らかとなった。

政府は、委託契約の契約手続における透明性が確保されず、公平な競争が阻害されているとの疑念を招いたことや再委託の承認に向けた手続において慎重さを欠いていたことを十分に認識し、今後の事業を適切に執行するために定めた新たなルールを厳守し再発防止を徹底するとともに、不正受給と認定された返還金の全額国庫納付に向けて取組を強化すべきである。

19 災害時の住民拠点サービスステーションの不適切な運営状況等について

資源エネルギー庁は、災害時において地域の燃料供給拠点となる自家発電設備を備えた住民拠点サービスステーション（住民拠点SS）を全国に整備するため、揮発油販売業者等による自家発電設備等の設置費用を補助するとともに、住民拠点SSの営業状況等を公表するための災害時情報収集システムの整備及び運用を行っている。会計検査院が検査したところ、大規模停電が発生していたのに自家発電設備が活用されていない事態、住民拠点SSの運営を中止等する場合に必要な財産処分手続が適正に行われず、自家発電設備が無断で処分されていた事態、平時からシステムの情報が適切に更新されておらず、災害時にシステムを活用した住民拠点SSの営業状況等の公表等が行われていない事態が明らかとなった。

政府は、資源エネルギー庁において住民拠点SSの運営状況を把握していたにもかかわらず補助事業者との情報共有やシステムの情報更新を行っておらず、事業の執行管理が不十分であったことを踏まえ、業務体制の見直しを含めた再発防止策を講じるとともに、災害時に営業状況等を効果的に公表して住民拠点SSが地域の燃料供給拠点として機能するよう万全を期すべきである。

20 航空保安施設等の予備電源として保管している可搬形電源設備の不十分な耐震性について

国土交通省は、各空港等に常設している非常用発電設備等が被災して故障した場合等に、航空保安施設等への電力の供給が途切れないようにして、航空保安業務等への影響を最小限にとどめるため、8空港事務所等に可搬形電源設備を98台保管している。会計検査院が検査したところ、同省が耐震設計に係る計算方法等について検討しておらず、7空港事務所の92台は、耐震設計に係る計算を行わずに床面等に置くだけとされており、そのうち4空港事務所の39台については、試算の結果、地震等に十分耐え得る状態で保管されていない事態が明らかとなった。

政府は、可搬形電源設備を地震等に十分耐え得る状態で保管するために必要となる耐震設計に係る計算方法に基づき、近年の多発する自然災害に備えて、同設備が適切に保管されるよう補強等の措置を早急に完了すべきである。